

第1回 小樽商科大学経営協議会 議事要旨

日 時：平成20年5月27日（火）14:00～15:00

場 所：第二会議室

出席者：学長，和田理事，奥田副学長，片桐教授，井上委員，作田委員，篠崎委員

欠席者：大矢理事，鎌田委員，榊原委員，池田監事（陪席）

陪 席：中村理事，土橋監事，事務局長

審議に先立ち，学長より，就任の挨拶があり，3月18日（火）開催の第7回経営協議会の議事要旨の確認を行った。

●議題1 学長選考会議の構成員について

（審議資料1-1，審議資料1-2）

学長より，本件については，審議資料1-1のとおり，現在の経営協議会委員の構成となっており，審議資料1-2の学長選考会議規程第2条により，学長選考会議については，経営協議会の学外委員のうちから選出された者3名と教育研究評議会の評議員のうちから選出された者3名の計6名で構成することとなっている旨発言があった。

次いで，本日は，学長選考会議の構成員のうち，経営協議会の学外委員から選出する3名について，選出願う旨説明があり，これまでの経緯も踏まえ，引き続き，井上一郎氏，鎌田力氏，作田和幸氏の3名を推薦したい旨発言後，審議に移り，審議の結果，承認された。

承認後，学長より，本日欠席の鎌田力氏からは，既に内諾を得ており，また，教育研究評議会からは，大島評議員（言語センター長），江口評議員（国際交流センター長），渡邊評議員（現代商学専攻長）の3名が選出されている。追って事務局より，開催等の連絡をする旨併せて説明があった。

●議題2 国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程の一部改正について

（審議資料2-1，2-2）

学長より，本件については，役員報酬規程に定める非常勤役員手当の改定について，審議願う旨発言があった。

次いで，審議資料2-1，2-2に基づき，総務課長より説明後，学長より，本日，都合により，欠席した池田監事の意見について，以下のとおり，説明があった。

続いて，学長より，本日欠席の池田監事の意見は，昨今の社会情勢（学外役員等に対する高額報酬に対する批判）等を踏まえた上の意見で，大変貴重なものとして，受けとめているが，非常勤理事・監事の日常の業務は，持ち回り会議における審議等のもとより，職員から電話やメールにて，非常勤理事や監事に，直接意見を伺うなど，日額支給では賄いきれない業務がある。

また、法人化後、大学のガバナンスが問われている中、大学の運営に関し、非常勤理事、監事の業務に対する責任の重要度が増しており、平成22年度からはじまる次期中期計画の策定や3年後に控えた創立百周年記念事業など、常勤の役員と変わらないその重責に対し、少しでも報いる必要があるため、今回、役員報酬規程を一部改正させて頂き、非常勤役員手当を日額制から、月額制に改正する旨説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

【学外委員からの意見】

- ・非常勤役員に対する高額報酬に対する批判など、社会情勢を鑑みると、池田監事の意見はもっともであるが、重責を担って業務を遂行する役員に対し、今回の改正は、妥当なものとする。

【池田監事からの意見】

1. 本学の財政状況を鑑みると、非常勤役員等の実質的な手当額の増額は、果たして妥当なものなのか。
2. 昨今の公益法人等の非常勤役員等に対する手当支給の問題などで、社会情勢を鑑みると、社会的な説明責任を果たす意味でも、手当額の実質的な引き上げについては、慎重に行うべきではないか。
3. 今回改正する非常勤役員の手当額は、道内他国立大学法人と比較すると、最低限の改正であるとの意見があるが、昨今の市民感情等を踏まえると今回の改正は、本当に妥当な判断なのか。(上記1. 2に加え)疑問を感じる。
(むしろ他大学の手当額が高額すぎるとの意見があるのではないか。)
4. 本件(非常勤役員等の手当額の実質的な引き上げ)に関し、例えば、経営協議会のもとに、学外有識者(学外委員)らを交えた委員会等を置いて、その中で慎重に検討し、結論を出してはどうか。

【承認後の土橋監事からの意見】

- ・従前までは、監事としての業務が明確化されていなかったが、今年に入り、文部科学省主催で監事に対する研修会の開催や、監事協議会のメンバーが入り、大学業務全般に関する検討を行ってきたタスクフォースからの報告書が公表されるなど、監事の業務の方向性が定まってきており、監事の業務に対する重要度が増してきている。
- ・ただし、会計監事と会計監査人の業務の切り分けが難しい。今後、整理していく必要がある。
- ・教育・研究の監査については、大きな課題として残っている。

●議題3 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正について

(審議資料3)

学長より、本件については、職員給与規程に定める管理職手当の支給対象となる職の改定について、審議願う旨発言があった

次いで、詳細について、審議資料3に基づき、総務課長より説明があり、続いて、学長から、以下のとおり説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

【学長説明要旨】

- ・今回の改正については、学長特別補佐設置に伴い、同職を管理職手当の支給対象とするための改正である。
- ・学長特別補佐には、次期中期計画の策定作業やそれに伴う内外の情報収集・分析などを行ってもらう。
- ・現行の学長補佐制度については、整理した上で、学長特別補佐に一元化する予定である。

●議題4 平成21年度概算要求について

（審議資料4）

学長より、本件については、先般、平成21年度概算要求について、学内照会を行ったところ、各学科等から審議資料4のとおり、要求があった旨発言があった。

次いで、詳細について、審議資料4に基づき、財務課長及び施設課長から説明後、学長より、これら学内からの要求については、本日開催される役員会の意見等を踏まえ、また今後の文部科学省の方針や他大学の動向等を勘案したうえで調整を行う必要があることから、要求事項や要求順位等において、一任願いたい旨発言後、審議に移り、審議の結果、承認された。

●報告事項1 平成20年度会計監査人の選任について

（資料なし）

学長より、本件については、日程の関係から、5月1日（火）に監事の同意を得て、5月7日（水）に文部科学大臣に対し、新日本監査法人の選任依頼を行った旨発言があった。

次いで、詳細について、財務課長から、報告があった。

●報告事項2 第1回～第3回教育研究評議会について

（報告資料2）・・・「ベトナム国家大学ホーチミン市国際大学」

学長から、第1回から第3回教育研究評議会のうち、以下の議題について、報告があった。

○第1回(平成20年4月9日開催)

★小樽商科大学名誉教授称号授与について

- ・秋山前学長は、本学の専任教授として、20年以上勤務され、本学における教育及び学術上の功績が顕著であり、学長としても、法人化を挟んで6年間にわたり、大学の激動期を支えた業績は、十分に評価されるものである。
- ・4月9日(水)に開催された教育研究評議会において、これら功績が認められ、名誉教授の称号授与について承認され、去る4月10日(木)、秋山前学長に名誉教授の称号を授与した。

○第2回(平成20年4月23日開催)

★「ベトナム国家大学ホーチミン市国際大学」との相互理解覚書(交流協定)及び学生交換協定の締結について

- ・「ベトナム国家大学 ホーチミン市 国際大学」(報告資料2)から、相互理解覚書及び学生交換協定の締結について、前向きな意思表示を得た。
- ・現在、協定調印に向け、先方との手続きに入っている。協定の締結日は、4月25日となる予定である。
- ・本協定に基づき、今年度より、先方からの学生を受入れる予定である。

●報告事項3 最近のトピックスについて

【報告資料3】

学長より、本学の最近の動向について、新聞記事を中心に以下のとおり、説明があった。また、HBCが製作し、5月31日に放映する予定の「小林多喜二のドキュメンタリー番組」及びこの放映に併せて本学が主催する同番組の試写会、並びに本学とアントレプレナーシップ専攻の学生が協力し、小樽市立美術館が主催する中村善策展などについて、紹介があった。

【紹介した新聞記事等】

- 小樽商大地域活性化セミナー「小樽の魅力」を売り込む工夫
- 学位記授与式
- 小林多喜二関連
- ビズ・サイエンスカフェ小樽
- 「地域再生システム論」
- 卒業生関係
- 小樽市との包括連携協定
- 映像でよみがえる戦前北海道(軍事教練)
- 学生関係
- 学長関連

- 樽商大ラーメン
- 入学式
- 商大駅前プラザ
- 木村准教授
- はしか対策
- 「財界さっぽろ」われら同窓
- 「時代がよめるビジネスの達人講座」(旗本教授「企業事例から学ぶ会計と経営」)
- 商大の宝物関係
 - 「第2代校長 伴房次郎」の肖像画
 - 小林多喜二の「書き込み」入り図書
- 出版関係
 - 「大学ノムコウ」(キャリアバンクとの共同執筆)「日本経済評論社」
- 緑丘祭(6/27(金)～29(日))

最後に、学長より、次回の経営協議会は、6月23日(月)に開催する旨発言があった。

以 上